コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Hiroshima Electric Railway Co.,Ltd.

最終更新日：2015年6月30日

広島電鉄株式会社
代表取締役社長　椋田　昌夫
問合せ先：総合管理本部　総務部　総務課　082-242-3521
証券コード：9033
http://www.hiroden.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社を中核とした広電グループは、運輸事業をはじめとして、各事業とも「お客様に満足いただける高品質のサービスの提供」を基本方針として、安全性の確保を第一の使命とし、利便性や快適性の向上に努めるとともに、多様化するお客様のニーズに対応したきめ細かいサービスの実施や豊富な商品構成を行うことを心がけております。

当社においては、電車、バス、不動産の3事業を中心に企業経営を行っており、電車、バスおよび不動産事業の業務を遂行する各事業本部と会社組織全体に関わる企画・管理部門（本部）を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営を推進することにより、効率的な企業経営を行っております。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任しており、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、業務の分担による機動的な事業活動の推進を図っております。

各本部の業務執行責任者は、取締役または執行役員が務めており、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
広島日野自動車株式会社	2,341,656	3.85
株式会社広島銀行	2,088,000	3.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,755,000	2.88
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　五洋建設口	1,515,000	2.49
出光興産株式会社	1,500,000	2.46
株式会社鴻治組	1,403,300	2.30
広島ガス株式会社	1,236,000	2.03
三井住友海上火災保険株式会社	870,000	1.43
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	840,000	1.38
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口）	750,000	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　興造	他の会社の出身者								○	○		
秦　清	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　興造	○	田村興造氏は、広島ガス株式会社代表取締役社長執行役員であります。 当社は、同社と一般消費者としての通常の取引を行っております。 当社の代表取締役社長の椋田昌夫は、同社の社外取締役に就任しております。	上場会社の取締役として得られた経験と知識を、当社経営体制の強化にいかしていただいております。 当社と田村興造氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。
秦　清	○	――	弁護士としての豊富な経験と知識を、当社経営体制の強化にいかしていただくためです。 当社と秦清氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との連携については、監査役は、会計監査人から財務諸表監査、内部統制監査の実施状況について適宜報告を受け、相互に意見交換を行っており、当社および関係会社の経営・財務状況に対する会計認識等の共有化により、効率的な監査を実施しております。
監査役と内部監査部門との連携については、当社では内部監査部門として、各本部から独立した代表取締役社長直属の組織として監査室を設置しており、監査室所属員は、監査役による課長および室長・部長に対するヒアリングへの同席や関係会社に対する監査役往査への同行等をはじめとして、社内規程に基づき、監査役監査の補助業務を行っております。また、内部監査結果については、社外監査役を含めた全ての監査役へ監査結果を報告しており、適法・適正かつ効率的な監査を行うため、監査室と監査役とが相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠井　久雄	その他													
坂井　康成	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠井　久雄	○	――	他企業・組織での経験と知識を、当社監査体制の強化にいかしていただいております。 当社と笠井久雄氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。
坂井　康成	○	坂井康成氏は、当社の主要な借入先である株式会社広島銀行の常務執行役員でありましたが、平成21年４月に退任し、相当の期間が経過しております。	上場会社である金融機関の執行役員として得られた経験と財務および会計に関する知識を、当社監査体制の強化にいかしていただくためです。 坂井康成氏は、当社の主要な借入先である株式会社広島銀行の常務執行役員でありましたが、平成21年４月に退任し、相当の期間が経過しており、同行の意向に影響される立場にはありません。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入額が当社の借入額全体に占める割合は特に大きいものではなく、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、取締役、監査役の報酬として、業績連動型報酬制度やストックオプション制度を導入する必要がないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額
　取締役　 9名 198百万円（うち社外取締役 1名　6百万円）
　監査役　 3名 40百万円（うち社外監査役 2名 18百万円）
（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
　2. 上記支給人員および支給額には当事業年度中に退任いたしました取締役1名 4百万円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額については、株主総会で承認された総額の範囲内で、各取締役の地位、担当職務、在職年数等を勘案して支給することとし、取締役会での決議により個別の支給額を決定しております。
また、監査役の報酬等の額については、株主総会で承認された総額の範囲内で、各監査役の地位、在職年数等を勘案して支給することとし、監査役の協議により個別の支給額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役のサポート体制については、常勤監査役、内部監査部門である監査室および内部統制部門である経営企画部企画課は、社外取締役が求める場合には、他の取締役と同様に情報提供や内容説明等を行うこととしているなど、相互に連携することのできる体制としているほか、取締役会事務局を務める経営企画部企画課では、社外取締役に対して他の取締役と同様に、取締役会の開催前に付議内容を記載した議案書を送付し、また、必要に応じて事前に議案の内容説明を行うなど、社外取締役による取締役会での意見、提言等に資することのできるよう、実務対応を行っております。
社外監査役のサポート体制については、常勤監査役との連携はもとより、監査室から社外監査役に対して、随時監査に資する様々な情報を提供しており、取締役会への付議内容についても、常勤監査役を通じて事前に通知しており社外監査役による取締役会での意見に資することのできるよう、実務対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

会社の経営上の意思決定機関としては、会社法に定められた取締役会のほか、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を設置しております。
取締役および監査役で構成される取締役会は、原則として毎月１回以上、常勤の取締役、執行役員および常勤監査役で構成される経営会議は、原則として毎週開催し、会社法に定める取締役相互による監督と監査役による監査のもとで、活発な議論により重要な業務執行に対しての機動的な意思決定を行っております。なお、平成26年度は、取締役会は17回、経営会議は47回、それぞれ開催し、社外取締役は取締役会に15回出席しております。
監査役監査の実施にあたっては、「社内・外の情勢を踏まえ、当社経営の健全化を維持し、信頼性を確保する」ことを監査の基本方針とし、「関係会社を含む全社的な内部統制システムの構築・運用状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性、リスク管理、コンプライアンス体制等」を主な監査項目として掲げ、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席して経営上の重要な意思決定の過程について聴取するほか、随時、取締役および執行役員に対して職務の執行状況を聴取しております。
監査役会においては、会社法に定める事項をはじめとした重要な事項について協議・決議を行うほか、常勤監査役を中心に取締役、執行役員その他の使用人の職務の執行状況その他の重要な情報の共有化と意見交換を行い、適法・適正な業務執行に対する監査の推進に努め、監査役各々が独立した立場での監査を行いながら、監査業務の相互連携のもとで監査に関する意思決定を行っております。なお、平成26年度は、監査役会を11回開催し、社外監査役2名とも出席すべき監査役会の全てに出席しております。
当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であり、平成26年度において監査業務を行った公認会計士の氏名および継続従事期間ならびに監査業務に従事する補助者は、下記のとおりです。
・指定有限責任社員 業務執行社員
　濱田芳弘、河合聡一郎
　（継続監査年数については、各人とも7年を超えていないため、当該年数を記載しておりません。）
・監査業務に従事する補助者
　公認会計士 5名、その他 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、監査役および監査役会は、取締役や取締役会から高い独立性を有していることや常勤監査役の設置により即応性の高い監査が可能であることなど、監査役および監査役会が有する特性を重視して、監査役制度を採用しております。
また、社外役員として、社外監査役については、会社法の定めに従い、監査役3名のうち2名を選任しており、社外取締役については、平成27年に1名増員して2名を選任しております。当社は、これら社外役員が社外での豊富な経験と幅広い知見に基づいた中立的、客観的な立場に基づく意見、助言等を行うことにより、企業経営における透明性、公正性を確保し、一般株主の利益に配慮しつつ、永続的な企業経営および企業価値の増大を実現させることをもって、企業としての社会的責任を果たすことができると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期の定時株主総会招集通知は、法定期限である6月11日より2日早い6月9日に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料、IRスケジュール、株主優待情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	地域社会に貢献し、地域の皆様から信頼される企業でありつづけるために、広島電鉄社員行動規範を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	低公害バスの導入や、エコドライブ運動を推進し、バス部門の全営業所において「グリーン経営認証」を取得するなど、環境対策に努めるとともに、超低床電車やノンステップバスの導入、施設の改善などバリアフリー化の推進にも努めております。
その他	社員が男女の別なく、その能力を最大限に発揮しながら活躍できる職場環境を整備するため、女性社員が主体となって、社員同士との意見交換や異業種交流、講師を招いての勉強会の開催などを行い、会社に対する提言、働きかけを行うプロジェクトを推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について以下のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。
なお、本方針は、平成27年4月28日開催の取締役会において改定決議を行ったものであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令及び定款に則り定めた取締役会規程及び経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令及び定款の遵守の状況を監督する。
執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役及び他の取締役は、報告された内容に対し法令及び定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。
使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。
当社は、財務報告の作成及び開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程及び経営会議規程その他の社内規程について、規程類等管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役及び使用人への周知徹底に努める。
当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び経営会議開催記録については、法令及び社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。
取締役会及び経営会議に付議し承認された議案書及び決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。
契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。
株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。
電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ的確に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避及びリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。
不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売及び保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ的確な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避及びリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。
当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除し又はでき得る限り縮小させたうえで実施する。
取締役、執行役員及びその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バス及び不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役または執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。
当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については毎月１回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たうえで重要事案に対する意思決定を行う。
また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役及び執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。
取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合3ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。
当社は、監査室及び弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社及び関係会社各社における組織的または個人的な法令違反及び不正行為等の早期発見と是正を図る。
当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報をはじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。
重要な関係会社は、当社に準じて経営総合3ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。
監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議するものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員及びその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。
また、取締役、執行役員及びその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令及び定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社及び関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。
重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要と認められる費用又は債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針にしたがい、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容

や意思決定の過程を把握するとともに、取締役及び執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。
　なお、取締役、執行役員及びその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。
　当社は、代表取締役社長と監査役との情報交換会を、年2回定期的に開催する。
　また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長及び室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役及び執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役及び執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

　当社は、警察及び顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、会社組織として毅然とした態度で対応することを基本としており、総合管理本部長を暴排統括責任者とし、外部との折衝にあたる各部門には暴排責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を受講しております。
　また、公益財団法人 暴力追放広島県民会議や広島県企業防衛協議会に所属し、広島県警察本部等と反社会的勢力に関する情報の収集・交換を行っており、社内イントラネットに不当要求対応マニュアルなどの情報を適宜掲載しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】

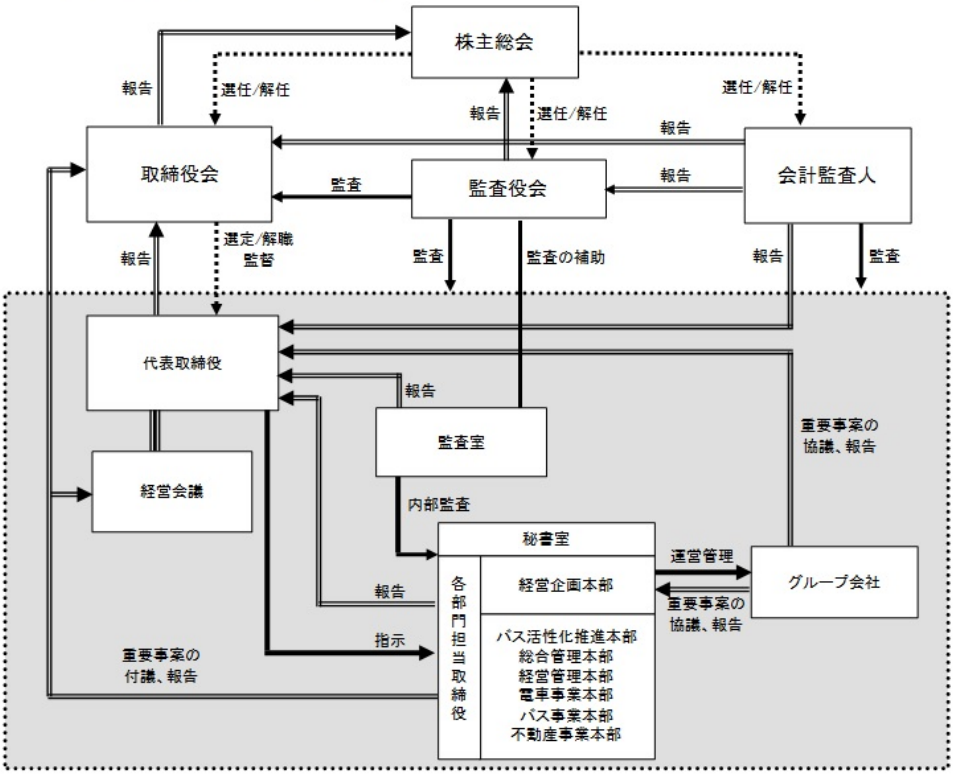

【適時開示体制の概要(模式図)】

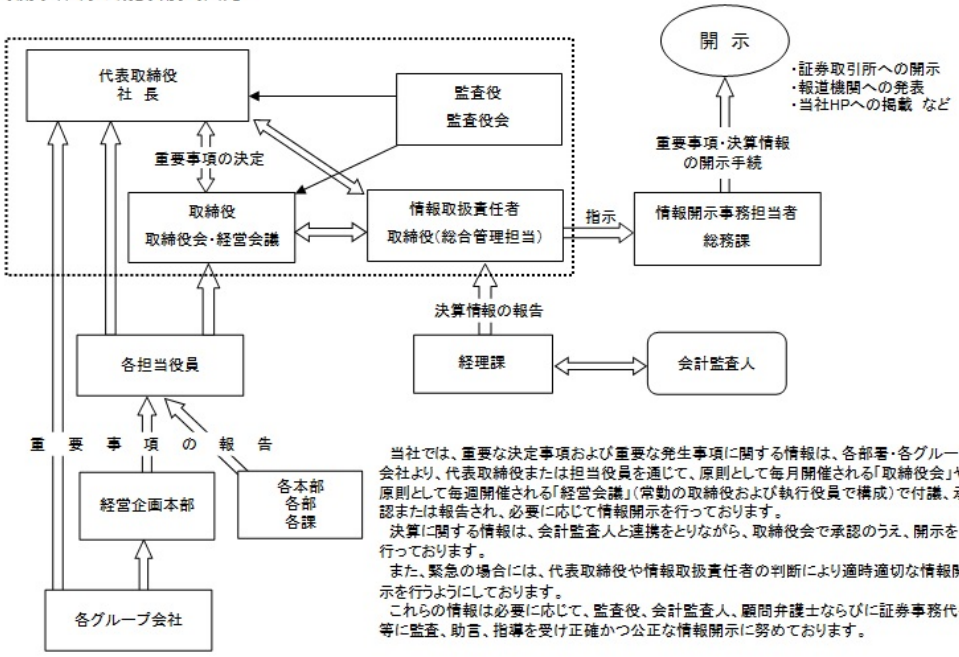

当社では、重要な決定事項および重要な発生事項に関する情報は、各部署・各グループ会社より、代表取締役または担当役員を通じて、原則として毎月開催される「取締役会」や、原則として毎週開催される「経営会議」(常勤の取締役および執行役員で構成)で付議、承認または報告され、必要に応じて情報開示を行っております。

決算に関する情報は、会計監査人と連携をとりながら、取締役会で承認のうえ、開示を行っております。

また、緊急の場合には、代表取締役や情報取扱責任者の判断により適時適切な情報開示を行うようにしております。

これらの情報は必要に応じて、監査役、会計監査人、顧問弁護士ならびに証券事務代行等に監査、助言、指導を受け正確かつ公正な情報開示に努めております。